

令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表

都道府県名：北海道

農業委員会名：旭川市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和6年4月1日現在)

※「I 農業委員会の現況」については、別紙様式1の内容を転記

1 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日 令和 5 年 7 月 30 日

任期満了年月日 令和 8 年 7 月 29 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	27	27
認定農業者	—	23
認定農業者に準ずる者	—	3
女性	—	2
40代以下	—	7
中立委員	—	1

	定数	実数	担当区域数
農地利用最適化推進委員	0	0	0

2 農家・農地等の概要

	経営体数
総農家数	1,116
農業経営体数	902

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	農業者数(人)
基幹的農業従事者数	1,616
女性	694
40代以下	318

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	経営体数(経営体)
認定農業者	674
基本構想水準到達者	48
認定新規就農者	11
農業参入法人	0
集落営農経営	1
特定農業団体	0
集落営農組織	1

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑				計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	10,700	3,030	—	—	—	13,700

※ 直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

※100位未満切り捨て

Ⅱ 最適化活動の実施状況

【農業委員会の実績及び点検・評価結果】

※ 「現状及び課題」及び「目標」については、別紙様式1の内容を転記

1 最適化活動の成果目標

(1) 農地の集積

① 現状及び課題

現状	管内の農地面積(A)	これまでの集積面積(B)	集積率(B)/(A)
	13,700 ha	12,708 ha	92.8 %
課題	農業者の高齢化や後継者不足に加え、水田活用直接支払交付金の制度見直しにより、農地処分の増加が今後も見込まれることから、地域計画策定における地域の話し合い結果を参考にしながら、担い手への利用集積と分散した農地の集約化を図る必要がある。		

※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう

※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

② 目標

農地の集積の目標年度	令和 7 年度	集積率	93.8 %
今年度の新規集積面積	15 ha	農地面積(C)	13,667 ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	12,723 ha	(目標)今年度末の集積率 (E)=(D)/(C)	93.1 %

※ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

③ 実績

今年度の新規集積面積	182.8 ha	農地面積(F)	13,700 ha
今年度末の集積面積(累計)(G)	12,891 ha	今年度末の集積率 (H)=(G)/(F)	94.1 %
目標に対する達成状況(H)/(E)	101.3 %		

農業委員会の点検結果	達成状況は101.3%で目標を達成することができた。引き続き、各地区協議会及び関係機関との連携を密にしながら、農地の利用集積を推進していきたい。
------------	--

※1 今年度の新規集積面積は、当該年中の集積面積(フロー)を記入

※2 今年度末の集積面積(累計)は、年度末時点の集積面積(ストック)を記入

(2) 遊休農地の発生防止・解消

① 現状及び課題

現状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況		
	1号遊休農地面積	うち緑区分の遊休農地面積	うち黄区分の遊休農地面積
	0.9 ha	0.9 ha	0.0 ha
	農業者の高齢化や担い手不足等による農業従事者の減少傾向が続くことにより、今後も条件不利地での遊休農地発生のほか、相続による農地の権利分散及び非農家の所有による不耕作化が懸念される。		

② 目標

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	0.9 ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積(C)	0.18 ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	0.0	ha
黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針		

 イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	0.0	ha
---------------------------	-----	----

③実績

 ア 既存遊休農地の解消

 a 緑区分の遊休農地の解消

今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積(D)	0.0	ha
今年度の目標に対する達成状況(D)/(C)	0.0	%

 b 黄区分の遊休農地の解消

黄区分の遊休農地の解消に向けた工程表の策定状況	—
-------------------------	---

 イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消実績面積	0.0	ha
---------------------------	-----	----

④その他

農地の利用状況調査	調査実施時期		調査結果取りまとめ時期	
	6月～8月		8月～10月	
	1号遊休農地の面積	0.9 ha	うち緑区分の遊休農地	0.9 ha
			うち黄区分の遊休農地	0.0 ha
農地の利用意向調査	調査実施時期		調査結果取りまとめ時期	
	令和5年7月～令和5年8月		令和6年3月	

農業委員会の点検結果	目標は達成していないが、唯一残っている遊休農地は所有者不明農地である。今後は、北海道、中間管理機構との連携を図りながら、解消に向けて活動を行っていく。
------------	---

(3)新規参入の促進

 ①現状及び課題

現状	令和2年度新規参入者	令和3年度新規参入者	令和4年度新規参入者
	1 経営体	1 経営体	4 経営体
	5.0 ha	2.8 ha	4.4 ha
課題	各地区協議会や関係機関と早期の段階から情報共有を図り、新規参入者が地域農業にスムーズに参画できるようサポートを行い、新規参入者の増加につなげる必要がある。		

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体に集積した農地面積を記入

 ②目標

権利移動面積	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均
	1,654.5 ha	1,237.7 ha	1,264.9 ha	1,386 ha
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積(A)	138.6 ha			

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。))及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

③実績

新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積(B)		785.7	ha
公表URL	https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/364/374/392/index.html	(その他の公表方法)	
目標に対する達成状況(B)/(A)		567.0	%
(参考) 新規参入者の参入状況		参入経営体数	2 経営体
		取得農地面積	3.6 ha

農業委員会の点検結果	実績面積は、東旭川豊田の農業者のみを対象として実施した意向調査の集計値である。 なお、令和5年度、地域計画策定に係る市内全域を対象とした意向調査を実施予定である。
------------	--

※ 参入経営体数は、農地を取得して新たに農業に参入した経営体数を記入

2 最適化活動の活動目標

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	13 日/月	最適化活動を行う農業委員の人数	30 人
		農地利用最適化推進委員の人数	0 人

(2) 活動強化月間の設定

①目標

活動強化月間の設定回数	3 回
-------------	-----

取組時期	取組項目	強化月間の内容
4月	③	新規参入検討段階の情報を各地区協議会及び事務局で共有することで、年度内での新規参入実現に向けた意思統一を図る。
6月～8月	②	各地区協議会単位で利用状況調査を実施し、農地の遊休化、荒廃化、違反転用を未然に防ぐ。
11月～12月	①	毎月の活動報告の結果を基に、各委員、各地区における課題を共有し、円滑な農地集積を目指す。

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進のいずれかを記入

※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

②実績

活動強化月間の設定回数	3 回
-------------	-----

取組時期	取組項目	強化月間の結果
4月	③	新規参入検討段階の情報を各地区協議会及び事務局で共有し、活動した結果、新たに4経営体の参入があった。
6月～8月	②	各地区協議会単位で利用状況調査を実施した結果、新たな遊休農地等が発生していないことを確認した。
11月～12月	①	毎月の活動報告の結果を基に、更なる活動の活発化及び活動報告の徹底について委員に文書等で周知し、意思統一を行った。

※ 強化月間の結果欄は、強化月間に行った具体的な取組の内容とその結果生じた効果等の内容を記入

(3)新規参入相談会への参加

①目標

新規参入相談会への参加回数		2	回
開催時期	未定	相談会名	未定
参加者数	10名	開催場所	未定
相談会の内容	東旭川地区の新規就農予定者に対する研修状況と就農準備の報告を行う。		
開催時期	未定	相談会名	未定
参加者数	10名	開催場所	未定
相談会の内容	東旭川地区の新規就農予定者に対する青年等就農計画の認定について協議する。		

※1 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入
(参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする)

※2 複数の新規参入相談会に参加する場合は、適宜、開催時期以下の欄を追加する

②実績

新規参入相談会への参加回数		7	回
開催時期	令和5年4月4日	相談会名	神居地区 農業研修受入調整会議
参加者数	14	開催場所	JAあさひかわ 神居資材センター
相談会の内容	新規就農受入の調整		
開催時期	令和5年5月10日	相談会名	神居地区 農業研修受入調整会議
参加者数	12	開催場所	JAあさひかわ 神居資材センター
相談会の内容	新規就農受入の調整		
開催時期	令和5年10月30日	相談会名	研修状況・就農準備に関する報告会(神居地区)
参加者数	18	開催場所	旭川市農業センター
相談会の内容	農業研修生の中間報告		
開催時期	令和6年1月15日	相談会名	就農相談会議(永山地区)
参加者数	16	開催場所	旭川市永山支所
相談会の内容	新規就農受入の調整		
開催時期	令和6年3月11日	相談会名	聖和地区 農業研修受入調整会議
参加者数	11	開催場所	JA東神楽 西神楽営農センター
相談会の内容	新規就農受入の調整		
開催時期	令和6年3月22日	相談会名	永山地区 農業研修受入調整会議
参加者数	12	開催場所	永山支所
相談会の内容	新規就農受入の調整		
開催時期	令和6年3月27日	相談会名	研修状況・就農準備に関する報告会(神居地区)
参加者数	10	開催場所	JAあさひかわ 神居資材センター
相談会の内容	農業研修生の中間報告		

※1 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加した相談会の数を記入
(参加者数によらず、1名以上が参加した新規参入相談会ごとに1回とする)

※2 複数の新規参入相談会に参加した場合は、適宜、開催時期以下の欄を追加する(評価点欄は追加しない)

目標の達成状況の評語

目標に対して期待を上回る結果が得られた

※ 別表に基づいて成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評語を記入

【推進委員等の点検・評価結果】

評語	推進委員等の人数
目標に対し期待を大幅に上回る結果が得られた	8
目標に対し期待を上回る結果が得られた	28
目標に対して期待どおりの結果が得られた	10
目標に対して期待を(やや)下回る結果となった	2

※ 別表に基づいて成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評語ごとの該当する推進委員等の人数を記入

Ⅲ 事務の実施状況

都 道 府 県 名 : 北海道
農 業 委 員 会 名 : 旭川市農業委員会

1 総会、部会の開催実績

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考(定例開催以外の理由)
総会	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
農地部会	1	1	1	1									7月で部会制を廃止したため8月以降開催実績なし。
農政部会	1		1										7月で部会制を廃止したため8月以降開催実績なし。

※ 総会又は部会の月ごとの開催回数を記入

2 農地法第3条に基づく許可事務

1年間の処理件数		58 件	うち許可	58 件		
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から	30 日	処理期間(平均)	25 日
	総会開催日の公表	公表している	していない	申請書締切日の公表	公表している	していない

3 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)

権限移譲の状況 (当てはまるものに○)	○	・農地法第4条第1項の規定に基づく指定市町村に指定				
		・地方自治法第252条の17の2第1項に基づき市町村長へ事務委任				
		・地方自治法第180条の2に基づき市町村長から農業委員会へ事務委任				
1年間の処理件数		10 件	うち許可相当	10 件	うち不許可相当	0 件
処理期間		標準処理期間	申請書受理から	30～60 日	処理期間(平均)	40 日

4 違反転用への対応

現 状	管内の農地面積	年度末時点の違反転用面積
	13,700 ha	0.0 ha
違反転用解消のために実施した活動内容	・是正状況の把握と必要な手続きの指導 ・農地パトロールの実施(6月～8月) ・農業委員会だより(1月発行)で違反転用防止記事を掲載	
実 績	違反転用解消面積 2.3 ha	

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 違反転用面積は、管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定に違反して転用されている農地の面積を記入

※3 活動内容は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等について具体的に記入